

熊谷市青少年健全育成事業推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域を基盤として青少年健全育成事業を行う熊谷市青少年健全育成市民会議支部又は校区連絡会（以下「補助事業者」という。）に対し、その活動を支援するため、予算の範囲内において奨励金を交付する。

2 前項の奨励金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成17年規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(奨励金対象事業)

第2条 奨励金の対象は次の各号に定める。

- (1) 青少年問題についての啓発事業
- (2) 家庭の健全化を図るための事業
- (3) 社会環境の浄化を図るための事業
- (4) その他、青少年の健全な育成を図ることを目的とした事業

(対象経費)

第3条 奨励金の対象となる経費は、前条に定める事業に要する経費とし、次の各号に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 慰労を目的とした研修のほか、交際費、慶弔費、懇親会に係る経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める経費

(交付額等)

第4条 奨励金の額は、次に掲げる額を合算した額と事業に要した経費を比較していずれか低い額とする。

- (1) 均等割額 市長が定める
- (2) 人口割額 奨励金の交付を受けようとする年度における市の奨励金に係る人口割分の予算額を当該年の1月1日時点における18歳未満の住民登録人口で除し、同時点の各小学校区域内の18歳未満の住民登録人口を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）

2 この奨励金は、1会計年度当たり小学校区域内1団体につき1回に限り交付する。但し、奨励金は、くまがや市民まごころ運動推進奨励金交付要綱（令和5年3月14日決裁）第7条第2項による申請をしている団体には交付しないものとする。

(交付申請)

第5条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の交付申請書の提出期限は、交付を受けようとする年度の5月末日とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(奨励金の交付の条件)

第7条 市長は、奨励金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる事項につき、条件を付するものとする。

- (1) 奨励金対象事業に要する経費の配分又は奨励金対象事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 奨励金対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 奨励金対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は奨励金対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(実績報告)

第8条 規則第12条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第12条の報告書の提出は、補助事業等の完了後速やかに行うものとする。

(奨励金の額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による補助金の額の確定に係る通知書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 補助金の確定額が交付決定額と同額だった場合、確定通知は省略できる。

(交付請求)

第10条 規則第15条第2項の交付請求書の様式は、様式第9号のとおりとする。

(返還命令)

第11条 規則第17条の規定による補助金の返還の命令は、様式第10号によるものとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、奨励金の交付決定を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。